

宇治市教育大綱

平成27年5月
宇治市

宇治市教育大綱

1 教育理念

古代から交通の要衝として発展してきた本市は、平安時代に貴族の別業の地として栄えたことを背景に、源氏物語宇治十帖の舞台として描かれ、華麗な王朝文化を今に伝える、他市に比類なき特長を有しています。また、宇治茶は鎌倉時代から長い歴史があり、現在も高級茶の代名詞となっています。

変化の激しい21世紀という時代にあって本市の長い歴史と伝統を次代に継承し「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」を創造するためには、「知」「徳」「体」の調和のとれた市民が育つ教育の充実がますます重要になっています。

本市の教育は、京都府内で先駆けとなる小中一貫教育と独自カリキュラムの「宇治学」を中核に据えた学校教育とともに、様々な体験活動で地域資源を活用するなど、社会教育においても地域全体で幼児期から青少年に至る子どもの成長を応援しています。また、多様な生き方や長寿社会に対応したまちづくりを目指して、生涯にわたり市民が主体的に学習やスポーツを楽しみ、歴史にふれるような環境の向上と活動成果を地域社会に還元する取組を進めています。

少子化と家族規模の縮小が進行する本市で生まれ育つ子どもには、より多くの人や社会と関わる経験が必要といえます。また、地域のつながりが希薄化した今、家庭・学校・社会が本来持つ「力」を発揮し、青少年の健全育成を目指して、子どもと子育て家庭を取り巻く様々な課題に対応することが求められています。

教育基本法の前文には、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」と謳われています。

教育委員会は、これを時代に左右されない普遍的な教育の使命と認識し、憲法と教育基本法にもとづき京都府が示す教育振興プランも踏まえた上で、先進的な教育環境の充実を図り、地域全体の絆をより一層深めるとともに、「ふるさと宇治」の恵まれた自然や歴史遺産、伝統文化を基盤にして、郷土を愛し、生涯にわたり学ぶ力と自ら行動する力を備えた、21世紀の社会と明日の宇治を切り拓く市民が育つ本市独自の教育を進めていきます。このため、今後8年間の教育理念を次のように定めます。

家庭・学校・社会でささえる宇治のひとづくり・まちづくり

教育理念

家庭・学校・社会でささえる宇治のひとづくり・まちづくり

目指す人間像

宇治の自然、歴史、文化を守り育て「ふるさと宇治」をつくる人
地域や社会と協働し、世界に誇る「あすの宇治」をつくる人

目指す人間像に向けた教育の基本目標

目標 1 横の連携と縦の接続を
強め、「学校の教育力」を充実さ
せる

宇治の自然、歴史、文化を守り育て「ふるさと宇治」をつくる人
地域や社会と協働し、世界に誇る「あすの宇治」をつくる人

目標 3 一人ひとりの多様な生涯
学習活動を「市民の社会還元力」に
発展させる

目標 2 調和のとれた子どもの「育
ち」を支える「家庭・地域の教育
力」を向上させる

2 基本目標

目標1 横の連携と縦の接続を強め、「学校の教育力」を充実させる

就学前から小・中学校に通う学齢期は、子どもが夢を持ち、その夢に向かって自らを高めるための基礎を形成する極めて重要な時期です。ふるさと宇治への愛着を深め、「知」「徳」「体」の調和のとれた人間に成長していくためのこの時期は、家庭とともに学校が重要な役割を担っています。

学校は豊富な教育資源、情報収集力・発信力、地域活動や生涯学習の拠点機能など、子どもの成長と市民活動を支える地域の核として有形無形の力を備えています。

時代に適した教育環境の構築に向けて、学校の教育力を存分に発揮するために、子どもにとって安らぎの場である家庭を基盤に子どもを中心に同心円的にそれぞれが教育力を発揮する「横の連携」を進めます。また、学校（園）種間の連続性を強めるとともに、社会に繋がる「縦の接続」を深め、小中一貫教育を柱にした「学び」と「育ち」の連動性を高めます。

教育委員会は、学校教育体制の充実・強化を計画的に進め、学校が地域の核となる力を最大限にいかす教育システムの構築を目指します。

目標2 調和のとれた子どもの「育ち」を支える「家庭・地域の教育力」を向上させる

子どもが生まれてから自立するまでの「育ち」を担うのは一義的に家庭ですが、その子育て家庭と子どもを支え、次代の人材を育てる基盤としての役割を担う地域社会にも注目する必要があります。

すべての市民に、「子育ての主体は家庭であり、その家庭を支え青少年を健全に育成する基盤は地域社会である」という認識の定着を図っていくと同時に、子育てと青少年健全育成に関する様々な場面で、より多くの市民が積極的に関与する環境づくりを進めます。

教育委員会を中心に保幼小中の「縦の接続」とともに、育友会・PTA、保護者会、青少年関係団体との連携、福祉・保健・医療や児童相談所・警察などの「横（分野間）の連携」など、多様な職種・人材との関係を深めながら、家庭と地域の教育力の向上に向けて、継続的で重層的な支援を進めます。

目標3 一人ひとりの多様な生涯学習活動を「市民の社会還元力」に発展させる

ますます多様化する市民のニーズに応じていくため、民間団体・事業者・大学などと連携しながら、年齢や性別などに関係なく、すべての市民が自由に知的探求、文化・芸術活動、スポーツ、健康増進、生きがいづくり、仲間づくりなどに取り組むことのできる環境づくりを進めます。

さらに、予測される少子高齢化の進行を踏まえ、増加する高齢者の学習活動の活性化や社会貢献意識の醸成を図っていくとともに、市民の主体的で自発的な活動が世代や分野を越えて連携し、広がり、社会に還元され、子どもの教育にいかされる仕組みづくり、体制づくりを進めます。

そして、一人ひとりの活力が「あすの宇治」の創造に発揮される新たな生涯学習社会を目指します。

【参考】「社会教育」と「生涯学習」について

社会教育とは...

社会教育の定義（社会教育法第2条）

学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

社会教育（教育基本法第12条）

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

生涯学習とは...

生涯学習の理念（教育基本法第3条）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

生涯学習の定義（昭和56年の中央教育審議会答申、平成2年の中央教育審議会答申など）

今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、個々人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これらを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。

3 施策体系



目標2

調和のとれた子どもの「育ち」を支える
「家庭・地域の教育力」を向上させる

施策9 「家庭の教育力」の向上支援

施策10 「地域の教育力」の充実

施策11 学校教育と社会教育のつながりの強化

目標3

一人ひとりの多様な生涯学習活動を
「市民の社会還元力」に発展させる

施策12 循環型生涯学習社会の進展

施策13 スポーツ文化の推進

施策14 歴史と文化の継承・活用